別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
（略）		
第一第十二号に掲げる建築材料	（略）	八　湿潤状態となるおそれのある部分に使用する場合にあっては、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数が定められていること。	八　面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数（以下この号において「各力学特性値」という。）に対する含水率の調整係数は、次に定める方法又はこれと同等以上に含水率の調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する含水率の影響を考慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対する含水率の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。 イ～ニ　（略）
（略）		

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第二項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成三十年六月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。	指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。
別表	別表

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
（略）		
第一第十二号に掲げる建築材料	（略）	八　湿潤状態となるおそれのある部分に使用する場合にあっては、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数が定められていること。	八　面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数（以下この号において「各力学特性値」という。）に対する含水率の調整係数は、次に定める方法又はこれと同等以上に含水率の調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する含水率の影響を考慮し、有機発泡材及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対する含水率の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。 イ～ニ　（略）
（略）		